



●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

有頂天の先にあるもの、それは地獄

真宗大谷派 日野詢城

今の日本の在りざまは、ある種の有頂天なのだと思う。一つにはこれ以上の伸びはないだろうという経済成長。東京オリンピック予算や、築地市場の移転問題などに見られる経費のどんぶり勘定と特権者の特権のための無駄遣い。いずれ総ては国民負担となる問題だ。同じようなことが東電の廃炉問題でも浮上してきた。予測のつかない経費に一応二兆円という数字を示し、国政のバラ撒き市場に乗じて、東電は「もつとかかる」と切り出し、自然エネルギー

の利用、電気事業法の改正に圧力を掛け、特権を守ることになつてきている。ないとなされた原発事故”を逆手に取る極めて悪質なやり方だ。政界は言うまでもない。10年がかりで仕掛けた”国政の安定化”という名の自民党の独裁化。企業は特定の企業の独占化を行い、戦前『財閥』と呼ばれた中核組織を復元させ、現場は下請け孫請けを前提とするような選り分けを。労働環境も「労働者派遣法」によつてあつという間に国民の4割が不安定な非正規労働

者に：当然格差は拡がる。特権者と、それに従うほか無い国民を作ること安定社会を：これがアベノミクスなのであるうか。選挙でジャブジャブ流すと言つた安部流の金融緩和、幾ら流しても市場は堅い。結果として国債の発行高は急増。国の借金は国民一人あたり1千万円超えると言うが、それを支払う能力のある人はそうはいないのだと思う。でも仕組みはすでに完成している。銀行などに預けたお金が、金融機関が国債を買われるかたちで流出しているのだ。アベノミクス流の経済は、最初から破綻している。デフレだからと言って金融緩和を行うが、効果は現れない。日銀が緩和で刷り増した現金は国債となり、その国債は銀行へ：銀行も顧客に回す金はない。流通貨幣

が増える分、財布預金は目減りし、預けた預金の返済の保障はない。そんな日本の今を、チャンと説明することも危機的状況だと報道することもない。2013年に強行採決された『特定機密保護法』というものが施行され、報道の自由が圧迫され、公正な報道ということも自主規制が強く働くため不公正になつている。最大の原因は”国民の政治への無関心”ということにある。その意味ではもはや民主主義は崩壊し、主権者が不在の形で国が動いていると言つても過言ではないのだと思う。今は黙して耐えるか、今こそ国民が声を挙げるかの二択だと思

ファシズムという言葉を知り、それに飲み込まれていく人々の姿を“今”に見る。過ちを再び犯してはならない。

日本国憲法 第9条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

改憲に必要な国会議員の3分の2議席を手にした安倍政権の今はまさに有頂天

1

だ。有頂天の先にあるのは何なのか。数十年前に教えられた答えは「地獄」である。地獄の到来に備えておかなければならぬのは、「国のために身を捧げた人」を顕彰するための仕組み「やすくに」であろう。「やすくに」の犠牲が大きければ大きいほど靖国の御霊は増え続け、大きな力を発揮する。1969年に提出された「靖国神社国家護持法案」が改憲の具体的な発動であったと思う。6回上程され廃案となったこの法案は、8月15日に「国会議員が靖国参拝する」に移行。参拝の違憲訴訟が全国規模で展開され、中曾根康弘総理大臣の靖国参拝が違憲判決となり、その後自粛。小泉純一郎総理が再開、そして安倍晋三総理の靖国参拝と続きます。有頂天に見える今の政権、その先に何が

あるのか：
 真宗大谷派の機関紙『真宗』（1974年6月号）の『巻頭言』です。
 1969年、「靖国神社国家護持法案」が国会に提出されました。大谷派の宗務総長であった訓覇信雄氏は直後に「宗教界に国が関与することは極めて遺憾だ」と抗議しました。
 70年安保の年、今にして思えば、訓覇さんのあの行動は、維新の時の宗教政策と同質のものだという危機感があり、ふたたび戦争の時代が訪れる前ぶれだという警告であったのだと思います。
 それから5年の時を経て「靖国護持法案」は衆議院を内閣委員会で自民党の強行採決。それをうけ、嶺藤亮総長は、以下の『巻頭言』を記しました。
 私たち宗教者が置かれている状況を読み解くために、是非一読すべきものだと思ひ、ご紹介致します。

神は、神を祀る人とその方法とを選ぶ、と言われている。日本の祭祀の歴史をみると、仏教その他外来諸宗教の影響をうけながらもつねにこのことだけは厳しく問いつづけられてきた。しかるに、この度、またしても国民の大きな関心を集めている靖国神社法案について考えられることは、なによりも重要なこの一点が、全く無視されているということである。

戦死者等が神として祀られるとしながら、それを祀る人とその方法が全く形式化され、偽りの儀式行事となつてはいないか。そのため「国民の尊崇の念を表現するために、その遺徳をしるべき、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事を行い、もつてその偉業を永遠に伝える」。法案の目的は、単なる名目にすぎなくなっている。もともと、祭祀とその儀式行事は、祀られた神に対する畏敬を基として、庶民の自発的な工夫によって、人間として生きる喜びと望みが求められ、そこに創造性ゆたかな生活が開発されたのである。それが、明治以来にわかに国家権力が介入し、祭祀は庶民の素朴な生活の智慧から奪い去られてしまった。

靖国神社法案も、この重大な誤謬をおかしている。その規定するところを見れば、いかにも明確で懇篤な手続きが考えられてはいるが、神事というものがどうあらねばならないかという深慮がなく、形骸化されたもののみが強制されている。これは、戦死者等を冒瀆するものであると同時に、戦争を聖化してその正当性を誇示する結果ともなるのである。

他面からこれを見ると、戦死者等は「もの」としてだけ取扱われていることになる。そこには作爲的利用だけがあつて、祭祀の本義は全く見失われている。なるほど、祭祀は公金と公任者によって営まはするが、戦死者等やその遺族の、国民としての志願、人間としての悲痛は、全く滅却されている。このような作爲は、法案の目的そのものを意識して踏みこむばかりでなく、法と秩序の名において、しらずしらずの間に、ひそかに設定された獄門における首をさらすことともなりかねない。即ち、国家護持という虚飾によって、国民多数の興味を集約し、そこに何が計画され、如何ような行動が強いられるか、厳に油断なく警戒すべきである。思えば長い歴史のなかには、その時代を生きた無告の民の声がある。その声に耳をおおうことなく、それを適確にききとつて、今こそ、その声を、たしかな姿勢とゆるぎない行動に示すべきときである。

死者と生者とを問わず、あらゆる謀略からのがれて、個人の尊厳と思想・信仰の自由を、敢然としてまもりぬかねばならない。

『真宗』1974年6月号

改憲の一步、靖国参拝を巡る今

国会議員の靖国参拝は、戦中戦後継続的に続けられていると言っているのだと思うが、政治的な意図を持って参拝するようになったのは、いわゆる《靖国国家護持法案》が1969年に提出され、5度にわたって上程したにもかかわらず成立しなかつたため、手法を転換し、8月15日に総理を始め多くの国会議員が靖国に参拝することで、実質の勝利を勝ち取るという手立てに切り替えたためである。とりわけ防衛庁長官の時代から「戦没者を国費で祀ることがなければ、国のために命を捧げるといことができないでないか」（趣意）と発言していた中曽根康弘総理は1985年8月15日に国費で玉串料を支払い、総理の肩書きを署名して参拝。各地で「違憲訴訟」が起り、地裁・高裁・最高裁でも違憲の可能性を示した。アジアの諸国からも猛烈な批判もあり、その後、参拝は差

し控えられていたが、小泉純一郎首相は8月13日に参拝を再開。このことについても直ぐに違憲訴訟が…。そして靖国法案提出から30年の今、極めて強い政治的意図を持ち、安倍総理が靖国参拝を強行しました。

1985年以来続いている「靖国参拝の違憲訴訟」について、2016年9月15日に開廷された大阪高裁の『意見陳述書』を掲載します。履歴等は削除しました。（文責は・日野にあります）

意見陳述書

控訴人 ○○○○

私は、浄土真宗本願寺派の僧侶としてまた○○寺住職として、深く仏教に帰依し、宗祖親鸞が明らかにされた本願念仏の教えをよりどころとして生きてきました。その僧侶の本分として浄土真宗の教えを布教伝道する職にあります。

また、私は、遺族の一人

でもありません。祖父の兄が日清戦争（通弁）として従軍し、戦死しております。現在も「○○命」として靖国神社に合祀されております。

父（2005年死去）は、再三再四靖国神社に赴きその合祀取り消しを願ひ出ておりますが、未だに実現していません。靖国神社にも祀る自由があるということですが、とても承伏できません。仏教とは全く違う宗教である靖国神社に神として合祀されていることに、遺族の一人として不快感を抱き精神的苦痛を感じております。

日本国憲法では、思想・良心の自由、信教の自由等が保障され、基本的人権の尊重が謳われて居ます。そのような中で、遺族の意志も聞かずに、自らが信仰する宗教ではない靖国神社の神として祀られているということが許されるのでしょうか。

私は戦後の生まれですが、日本と世界の歴史を学び、

所属する宗門の歩みを振り返る時、国家の行う戦争を聖戦として追従し、加担していった歴史を反省せずにはおれません。それ故、憲法第20条に違反し、一宗教法人靖国神社を唯一の戦没者追悼の場として認めることとなる首相の靖国神社参拝を見過ごすことはできません。

このようなり理由から、私は、1985年8月15日の中曽根康弘首相の公式参拝に対する違憲訴訟、2001年8月13日の小泉純一郎首相の靖国参拝に対する違憲訴訟、そして本件2013年12月26日の安倍晋三首相の靖国参拝に対する違憲訴訟の全てに、原告として参加しました。

これらの訴訟で、1992（平成4）年2月28日、福岡高等裁判所は、「継続なら違憲の疑い」と判断しています。

また、当大阪高等裁判所においても1992（平成4）年7月30日、「憲法二〇条三項、八九条に違反するうた

がいがあるべきである」と明確に判断しています。

さらに、1997年4月2日、最高裁判所大法廷は、被告・愛知県知事の靖国神社例大祭等への公金支出が憲法違反であることを認めました。県に対してもこの判決です。同じ行為を国がした場合、その影響は比喩物にならないくらい大きいと言わざるを得ません。

公金支出だけでなく、内閣総理大臣が靖国神社に宗教行為として参拝することにより、靖国神社を特別に支援すると言う印象は、非常に強くなると思われるべきです。そして、2004（平成16）年4月7日、小泉首相靖国参拝違憲九州・山口訴訟の福岡地方裁判所判決においては、「本件参拝直後の終戦記念日には、前年の二倍以上の参拝者が靖国神社に参拝し、閉門時間が一時間延長されたことなどからすれば、本件参拝によって神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するような効果をもた

らしたというべきである。」とし、小泉純一郎首相の靖国神社参拝は、「憲法二十三条三項によって禁止されている宗教活動にあたる」と認められているが相当である。したがって、本件参拝は憲法二十三条三項に反するものというべきである」と違憲判断を出しています。

さらに、「裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後と同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、前記のとおり判示するものである」と結んでいます。

この判決でも、主文は「原告等の請求をいずれも棄却する。」ですから、損害賠償等の請求は認められませんでしたが、その点から見ますと、今も私が抱いている精神的苦痛、そして祭祀に関する自己決定権は侵害されたままです。

しかし、裁判所は、小泉純一郎首相の靖国神社参拝の「違憲性を判断すること

を自らの責務」と考えて判示したという、その一点に私は大きな光りを見いだし、今後、首相の靖国神社参拝はできないだろうと大きな期待をしました。また、「司法の独立」をまもり、「司法の責務」を貫いた判断だと思えました。

ですから、今後この判決を覆すような首相、内閣総理大臣はあらわれないだろうと期待しました。そうであれば、私自身も違憲訴訟の原告になる事はないであろうし、子や孫にもこのような苦痛が及ぶことはないであろうと、大きな期待がありました。

原告団は控訴することも考えましたが、これ以後、首相の参拝はできないだろうと大きな期待を持ち、断腸の思いで控訴を断念したのです。

ところが、本件内閣総理大臣安倍晋三靖国参拝によって、その期待権は不当にも侵害されたのです。何よりも憲法99条に謳われた憲法尊重擁護の義務のある内閣

総理大臣が、政教分離規定を蔑ろにして参拝したのです。

第二次安倍内閣はその当初から、戦争ができる国家へと舵を切っています。2013年12月の秘密保護法強行採決、靖国神社参拝、2014年7月1日の集団的自衛権の行使を可能にする閣議決定、2015年4月の日米安保ガイドラインの改定、9月19日の安全保障法制Ⅱ戦争法の強行採決等、国民の平和的生存権を脅かす動きを強めています。

内閣総理大臣安倍晋三の靖国参拝は、その一環としての大きな位置を占めているように私は感じます。

裁判官のみな様にお願ひ致します。原判決は、訴えの全てを棄却しましたが、もう一度慎重に訴えを聞いてください。最高裁平成18年判決の「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して、圧迫、干渉を加えるような性質のものではない・・・このことは、内閣総理大臣の地位にある

者が靖国神社に参拝した場合においても異なるものではない」という判断は、内閣総理大臣の地位にある者を人一般にすり替えた判断であり、承伏しがたい論理です。私たちは、「私人としてひっそりと参拝する場合」を問うているわけではありませぬ。憲法99条に規定された「憲法尊重擁護」の義務を負う内閣総理大臣の靖国参拝を問うています。

再度お願ひします。先輩の裁判官の皆様方が出してこられた違憲判決をどうぞ尊重して下さい。あなた方の判断は、この国の未来を決定します。靖国神社が再び戦争遂行の精神的支柱とならないように。立憲主義を自ら否定するような安倍内閣総理大臣が、再び靖国神社に参拝することがないように、また靖国神社がそれを受け入れないように、厳しく判断して下さい。

後世に禍根を残すことなく、また恥じることもない判断を再度お願いして私の意見陳述と致します。

2016年9月15日

編集後記

〇〇さんの意見陳述書は、裁判

闘争を30年以上戦い続けた血文だ。敬意をもって読み、多くの人が読んでくださることを念じて掲載しました。

先の選挙で与党の自民・公明が改憲に必要な3分の2議席を獲得した。それ以降の安倍内閣の言動はあまりにも奢りに満ちたものだ。議会の答弁は野党の質問には答えることなく、質問時間をクリアすれば良いということなのか、質問の要旨にはほど遠いや取りを繰り返して「旨くやつた」という顔をして引き下がる。野党議員の人権そのものを踏みにじるやり取りが続いている。

稲田防衛相への民進党、蓮舫代表「核保有検討」についての質問。ついに撤回しなかつた。子育て支援を止めてそれを防衛費に上乘せすれば良いと考える人が、防衛相だとは驚きだ。国会は、総理の在任制限法を改正しても、機を見て一気に改憲に踏み切るのだと思う。憲法と国民を愚弄し、差別に満ちた安倍政権を許すわけにはいかない。(詢)